

農地所有適格法人報告書

令和〇年〇月〇日

伯耆町農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地： 伯耆町溝口 647 番地
名称及び代表者氏名： 農事組合法人 伯耆
伯耆 太郎 印
TEL： 0859-68-3315 FAX： 0859-68-3866

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称	農事組合法人 伯耆	
代表者の氏名	伯耆 太郎	
主たる事務所の所在地	伯耆町溝口 647 番地	
経営面積 (ha)	田	30
	畑	20.4
	採草放牧地	10.2
法人形態	農事組合法人	
事業年度の区分	2 月 1 日 から 1 月 31 日 まで	

2 事業の状況（農地法第2条第3項第1号関係）

年度	農 業		左記農業に該当しない事業	
	売上高 (円)	農畜産物名	関連事業等名	事業名
2 年前 (実績)	3,000,000 3,000,000 1,000,000	米 白ネギ	作業受託	
1 年前 (実績)	3,000,000 2,000,000 1,000,000	米 白ネギ	作業受託	
直近の 実績(決 算書に 基づき 記入)	3,000,000 2,000,000 1,000,000	米 白ネギ	作業受託	
報告日の 属する年 の見込み	3,000,000 2,000,000 1,000,000	米 白ネギ	作業受託	

直近の実績は添付する決算書に基づいて記入してください。
報告日の属する年の見込みは、来年の見込みです。

3 構成員全ての状況（農地法第2条第3項第2号関係）

法人の構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等）

氏名又は名称	住所 又は主たる事務所の所在地	国籍等 (在留資格又は特別永住者)	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
			株主総会	種類株主総会	農地等の提供面積(m ²)		農業への年間 従事日数		農作業 受託の 内容
					権利の種類	面積	直近 実績	見込み	
伯耆 太郎	伯耆町吉長 37-3	日本	1		使用貸借権	30,000	200	200	
伯耆 一郎		日本	1		使用貸借権	20,000	200	200	
伯耆 三郎		伯耆町吉長	1		使用貸借権	10,000	150	150	
溝口 次郎		37-3	1		使用貸借権	10,000	150	150	
溝口 四朗			1		使用貸借権	10,000	150	150	

【住所・国籍等】
農地を所有する法人は記入ください

所有権…自己所有農地を法人に提供(出資または譲渡)
 賃貸借権…自己所有農地を利用権設定等して法人と賃貸借契約(有償)を締結しているもの
 使用貸借権…自己所有農地を利用権設定等して法人と使用貸借契約(無償)を締結しているもの

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 200日

(2) 農業関係者以外の者

氏名又は名称	住所 又は主たる事務所の所在地	国籍等 (在留資格又は特別永住者)	議決権の数	
			株主総会	種類株主総会
溝口 花子	【住所・国籍等】 農地を所有する法人は 記入ください		1	

	議決権の数		議決権の割合(%)	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者	5		83	
(2) 農業関係者以外の者	1		17	
計	6		100	

《留意事項》

構成員であるとして、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。
 なお、農林漁業の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 条に規定する農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社である」として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

【国籍等】
 農地を所有する法人は記入ください

4 業務執行役員及び使用人の状況（農地法第 2 条第 3 項第 3 号及び第 4 号関係）

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等 (在留特別者)	役職名	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
				直近実績	見込み	直近実績	見込み
伯耆 太郎	伯耆町吉長 37-3	日本	代表理事	200	200	200	200
伯耆 一郎	伯耆町吉長 37-3	日本	理事	200	200	200	200
伯耆 三郎	伯耆町吉長 37-3	日本	理事	150	150	150	150
溝口 次郎	伯耆町溝口 647	日本	理事	150	150	150	150
溝口 四朗	伯耆町溝口 647	日本	理事	150	150	150	150
溝口 花子	伯耆町溝口 647	日本	理事	0	0	0	0

役員のうち過半数は法人の農業に常時従事（原則年間150日以上）する構成員（議決権のあるもの）であり、農作業従事者（年間60日以上）である役員または重要な使用人が 1 名以上必要です。
 記載例の場合、役員が 6 名のため、このうち法人の構成員である農業常時従事者が 4 名以上、かつ、農作業従事者である役員または重要な使用人が 1 名以上いる必要があります。

--	--	--	--	--	--	--	--

※ (2) については、(1) の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間 150 日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第 8 条に規定する日数（原則年間 60 日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください

【記載要領】

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2事業の状況」の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2事業の状況」の「売上高」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」の欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

また、法人が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人である場合には、同法第16条の5に規定する提携事業者該当する構成員の氏名又は名称に○を付してください。
- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 7 3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び4の国籍等各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 8 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。